

平成29年度 食育のたね支援事業（旧食育のたね交付金） 募集案内（募集要項）

1. 募集の概要

（趣旨）

地域が連携して実施する食育の取組推進に資するため、学校や保護者、生産者、食文化の伝承者などが連携し、主体的に企画・実施する食育の取組を募集し、審査の上、採択した事業に対し対象経費を支払います。

（募集期間）

平成30年1月31日（水曜日）まで

ただし、申請順に審査を行い、予算を超えた時点で募集を終了します。

（募集対象）

京都府内に活動基盤のあるグループまたは団体が対象です。法人格の有無は問いません。

【グループ・団体の例】

農業者グループ、食生活改善推進員のグループ、PTAや保護者のグループ、高齢者グループ、NPO法人、個人のボランティアグループなど

（対象事業）

○事業実施期間

平成29年6月15日から平成30年2月末までに実施する事業が対象となります。
(年間行事(ひな祭り)等で3月に実施することが望ましいものは3月でも可。)

○事業実施場所

京都府内で実施する事業とします。

○テーマ

本支援事業の採択にあたっては、以下の(1)～(3)の1つ以上の事項に該当する営利を目的としない食育の取組みを優先します。

(1) 若い世代(大学生・子育て世代)の取組のモデルとなる事業

(例) *農家とNPOが連携し、親子向けの京野菜の種まきから収穫までの体験と、できた野菜を使った料理教室の開催など

(2) 職場食育の推進に結びつく事業

(例) *社員食堂と郷土料理伝承グループが連携した社員向け健康ランチの提供 など

(3) 幼稚園・保育園を含む学校と連携した事業

(例) *漁師と幼稚園が連携し、お魚手開き教室の開催 など

○条件

*京都府では、食育の府民運動化を目指し、府民の皆様が自ら食育の目標を立て、実践する「食のみらい宣言・実践活動」事業を行っておりますので、事業参加者へ積極的な応募を促して下さい。

「食のみらい宣言・実践活動」事業については以下のHPを御参照下さい。

↓↓↓

<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiiku/news/press/2017/6/miraisengenboshu.html>

◆対象とならない事業例

*特定の団体やその会員のみが参加対象となる事業や取組紹介の講演会や冊子作成のみを目的とするなど、広がりが見られない事業

*新たに取り組む事業でなく、既存の事業をそのまま継続して行う場合

2. 支払対象者及び支払金額の内容

①外部講師報償費及び②外部講師等旅費

補助率 10/10以内 京都府より外部講師等へ直接支払います。

上記以外の③その他経費

補助率 1/2以内 京都府より事業実施主体へ支払います

①～③の合計支払金額の上限は6万円です。

※ 対象経費が6万円を超える場合は、

①外部講師等旅費、②外部講師報償費、③その他経費 の順に支払を優先します。

<対象経費の例>

経費の種類	具 体 例
外部講師報償費及び外部講師等の旅費 (補助率： 10/10以内)	○講師報償費（申請団体の構成員に対するものは除く。） <基準単価> 大学教授の場合 7,000円、大学准教授の場合 5,900円、 その他の場合 5,100円 ○講師及び講師補助者の旅費
その他経費 (補助率： 1/2以内)	○参加者募集のチラシ等の作成経費（印刷費等） ○農作業・料理教室に必要な資材費 ○事業に必要な資料等の購入費 ○郵送料等通信運搬費 ○ボランティア保険料 ○広告費 ○会場・設備使用料 ○農作業や料理教室に必要な機材のレンタル費 ○材料費（郷土料理教室の食材等） など <u>※体験を含む場合に限り。なお、なるべく、材料費は参加者から徴収する等の工夫をお願いします。</u>

<対象にならない経費の例>

○団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区別できない経費も含む。）

○団体の人件費

○個人給付的な経費（抽選会の景品や参加賞等）

○食糧費（講師用等のお茶、水等を除く。）

○備品の購入費

3. 応募方法

申請は、1申請者につき1事業とします。

(1) 提出書類下記の様式を作成し期日内に提出してください。

①事業申請書：第1号様式

②事業計画書：別紙1

③事業収支予算書：別紙2

④口座振替依頼書、講師支援依頼書、支払依頼書：

別紙3-1（その他経費を請求する場合のみ提出）、

別紙3-2（外部講師報酬費及び外部講師等旅費を請求する場合のみ提出）

別紙3-3（外部講師報酬費及び外部講師等旅費を請求する場合のみ提出）

⑤添付書類：団体名簿、規約その他活動の状況がわかるもの、事業内容が分かる資料

(2) 提出方法上記の申請書類各1通を下記まで郵送又は持参してください。

(3) 締め切り1月31日（水曜日）（必着）

◇書類提出及び問い合わせ先

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5656

FAX：075-414-4982

4. 審査及び通知

応募のあった事業は審査を行い、予算の範囲内で採択を行います。

なお、審査に向け応募内容について問い合わせる場合がありますので御承知ください。

5. 事業変更

事業計画等を途中で大幅に変更する場合は、事業変更承認申請書：第3号様式、事業計画書：別紙1、事業収支予算書：別紙2を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

ただし、事業趣旨及び対象の変更がない場合については、承認は不要とします。

6. 実績報告等

事業終了後10日以内又は平成30年3月28日（水曜日）のいずれか早い日までに、実績報告書：第4号様式、事業実績書：別紙1、事業収支決算書：別紙2を提出してください。

なお、支払金額は、この実績報告の内容を審査し、精算額を確定した後の支払いとなります。

7. 注意事項

(1) 支払金額について

支払金額については、事業承認を受けた支払金額を上限とします。

(2) 京都府後援等の扱い

事業の実施主体は各事業実施者になります。京都府の後援は行いません。

(3) 印刷物等への事業名の掲載

チラシ、ポスター等の印刷物を作成される場合は、食育のたね支援事業を活用している旨がわかるよう、「この事業は、京都府の『食育のたね支援事業』を活用して実施する事業です。」と記載してください。

(4) 広報の実施

事業内容等について、京都府農林水産部食の安心・安全推進課ホームページ等への掲載など、広報への協力をお願いする場合があります。

また、実施団体間のネットワークづくりや広報のためのメーリングリストやfacebookのページを用意しますので、積極的に御活用ください。